

## 浜松市公告第440号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年4月11日

浜松市長 中野 祐介

記

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 高規格救急自動車購入事業（本部救急車）  
（課名 市民生活課 契約番号 2024001997）
- (2) 数量 1台
- (3) 納入期限 令和7年3月31日
- (4) 納入場所 市民部市民生活課
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

### 2 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件入札に係る特記事項

#### (1) 納入遅延等に対する入札参加停止措置等の不適用【納期厳守】

本件の落札者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響（対象物品等を製造する工場等の休止又は製造規模縮小による遅延、流通停滞、落札者の事業所等の一時閉鎖、落札者従業員等の感染、落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止又は勤務形態の変更等）により、対象物品の納入遅延その他契約の履行に支障が生じるとき又はそのおそれがあるときは、速やかに本市（調達課）へ申し出ること。

申出を受け、本市が納入遅延等を新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと認める場合は、落札者に対し、納入遅延等についての入札参加停止措置又は遅延損害金、違約金若しくは損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、対象物品が、令和7年3月31日までに納入されないときは、本市は契約を解除するものとし、このときにおいて、本市は当該契約解除により落札者に生じた損失を負担しない。

納入遅延等により契約期間その他契約内容等を変更する必要があるときは、落札者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。

#### (2) 一部の入札書類についての押印省略

本件入札では、入札参加資格確認申請書、入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求書について、契約印（※）の押印省略を認める。ただし、入札書、委任状及び契約書の契約印の押印省略は認めない。

※ 本市の入札参加資格審査申請において使用印鑑として届け出した印をいう。

#### (3) 入札書の提出方法の追加等

本件入札では、入札書の提出方法を、従来の「①入札執行日時に入札場所へ持参」しての提出に加え、「②調達課での事前提出」及び「③郵送等による提出」の2つの方法を認める。各提出方法の詳細は、別記の7で確認すること。また、その他の提出書類も持参以外の提出方法を認めるので、各項目で確認すること。

### 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和5・6年度の競争入札参加資格（物品 業種分類 2022車両・運搬機器類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

#### 4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

#### 5 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の4により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、別記の5により入札執行日の前3日間浜松市役所調達課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

#### 6 説明会の日時及び場所等

説明会は、行わない。

#### 7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の6により執行する。

#### 8 入札方法等

- (1) 契約担当課が求めた場合には、第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した物品購入等内訳書を提出すること。  
なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務生じるものではない。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税

業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札
  - ア 人的関係
    - (ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）
    - (イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

## 11 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

## 12 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

## 13 入札及び契約担当課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ

電話 053-457-2171

FAX 050-3730-3713

E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 【 別 記 】

### 1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間 令和6年4月12日（金）から 令和6年5月8日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）  
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）
- (3) 提出先 浜松市役所財務部 調達課 053-457-2171
- (4) 様 式 市長が定める様式とする。
- (5) そ の 他

ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は別記の7に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

### 2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

#### (1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 調達課で受け取り

イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）

#### (2) 確認結果の通知日

ア 調達課で受け取りの場合

令和6年5月14日（火）午後1時から令和6年5月20日（月）までの間に、調達課で受け取ること。（12項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和6年5月14日（火）に発送又は発信する。

### 3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

#### (1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X又は電子メールで提出すること。

#### (2) 要求期限

令和6年5月16日（木）午後5時まで（提出先に必着）

(持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

浜松市役所財務部 調達課

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

#### 4 仕様書等の閲覧及び提供

(1) 提供方法

浜松市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和6年4月11日(木)から令和6年5月20日(月)まで

#### 5 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質疑応答書を持参、郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和6年5月8日(水)午後5時まで(提出先に必着)

(持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

浜松市役所財務部 調達課

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月14日(火)から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

#### 6 入札執行日時等

(1) 日 時 令和6年5月21日(火)午前9時30分

(2) 場 所 浜松市役所財務部 調達課 入札室

#### 7 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に調達課へ持参(以下「事前提出」という。)

ウ 受領期限までに調達課へ郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間 令和6年5月15日(水)から令和6年5月20日(月)まで

(12項に記載する開庁時間内に限る。)

イ 提出先 浜松市役所財務部 調達課

ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

ア 受領期限 令和6年5月15日(水)から令和6年5月20日(月)まで(必着)

いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

イ 送付先 浜松市役所財務部 調達課(13項に記載のとおり。)

ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

## 公 用 車 仕 様 書

契約No	件名	2024001997 高規格救急自動車購入事業(本部救急車)	
業 種	2022 車両・運搬機器類		
納入期限	令和7年3月31日(月)		
納入場所	市民部市民生活課 浜松市中央区元城町103番地の2		
目 的	傷病者の搬送に使用するため、高規格救急自動車を購入するもの		
品 名	特殊自動車		
規格・参考車種名	ハイメディック .		
数量	1 台		
ミッション	オートマチック		
燃料形式	ガソリン自動車		
装備等	パワーステアリング                      エアコン                      フロアマット サイドバイザー                              他、仕様書のとおり		
塗装等	仕様書のとおり		
排出基準 燃費基準等	排出基準                      平成19年基準排出ガス50%以上低減認定車 燃費基準                      平成22年度燃費基準達成車 ※特装車等は改造前のベース車が排出・燃費基準を満たしていれば良い		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自賠償保険料、重量税、自動車リサイクル料は入札(見積)金額に含めないでください。</li> <li>・ 引渡しに際し、公道での運行が可能な状態にして納品してください。</li> </ul>		
お問い合わせ先	市民生活課市民安全グループ		担当      小野 秀彬
	TEL	053-457-2231	FAX      053-452-0291

- \* 自動車税、自動車取得税は公用の場合非課税扱いとなります。
- \* 登録に掛かる一切の事務手続き手数料等は、入札(見積)金額に含めてください。

令和6年度

高規格救急自動車仕様書

4WD型



浜松市



## ＜高規格救急自動車の仕様書＞

### 第1章 総則

#### 1 目的

この仕様書は、浜松市が中消防署に配置する高規格救急自動車（以下「高規格車」という。）の仕様を定めることを目的とする。

#### 2 法令等の遵守

高規格車の製造及び装置については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号以下「道運法」という。）に定める保安基準に適合し、かつ、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号通知以下「実施基準」という。）を遵守しなければならない。

#### 3 手続き等

高規格車の発注者の委任を受けた受注者は、行政機関により定められた手続きに従い、申請及び許可等を受けなければならない。

#### 4 提出書類

(1) 受注者は、製造に先立ち次の図書を各3部消防局に提出し承認を受けること。

ア 設計図

イ 諸元明細書

ウ 製造工程表（完成検査予定日を記入すること。）

エ 電気配線図

(2) 完成車納入時に次の図書を提出すること。

ア 完成図（3部）

イ 完成車写真（製造工程時に撮影し、アルバム入り写真及び電子媒体化したものを各1式）

ウ 車両等の取扱説明書（3部）

エ 改造自動車届出書（写）

#### 5 検査

検査は、仕様書・承認図に基づき次により行う。

(1) 中間検査は、受注者が消防局に依頼し、架そう完了前の状態で検査を受けること。

また、架そう完了時の状態を写真撮影し、電子媒体化したものを消防局及び市民生活課に提出すること。

(2) 完成検査は、消防局職員及び市民生活課職員の立会いのもと行うものとし、全てのぎ装、塗装及び装備が完了した時点とし、納入期限までに補修又は調整ができる余裕日数をもつこと。

(3) 完成検査を受けようとする時は、当該検査の7日前までに書面により検査の依頼をすること。

#### 6 保証期間

保証期間については、完成車納入後1年又はメーカー等で定める期間とし、ぎ装及び設計等に起因する故障等の不都合が生じた場合には、受注者の責任において無償により修復等を行うこと。

## 7 その他

- (1) 車両登録に係る自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及びリサイクル手数料を除く納入までの一切の費用は、受注者の責任において実施すること。
- (2) 車検登録の記載は、下記のとおりとする。

ア 所有者の氏名又は名称	浜松市
イ 所有者の住所	静岡県浜松市中央区元城町103番地の2
ウ 使用者の氏名又は名称	浜松市消防局
エ 使用者の住所	静岡県浜松市中央区下池川町19番1号
オ 自動車の所在する位置	静岡県浜松市中央区下池川町19番1号
- (3) 車両の取扱要領等については、受注者の責任において実施すること。
- (4) 高規格車に備える取付品・取付装置・資機材は、標準装備及び高規格救急自動車詳細(同等品以上)によるものとする。
- (5) 高規格車に取り付ける救急資機材の取付場所等については、救急資機材受注業者と調整すること。なお、救急資機材の取付にかかる費用は、車両受注業者が負担するものとする。(費用負担の対象については、「高規格救急自動車詳細」参照)

## 第2章 救急自動車の規格及び仕様

高規格車の車両本体、ぎ装部位及び車両本体に設置並びに積載する電子医療機器及び他の救急業務の実施に必要な機器(以下「業務機器」という。)は、実施基準に適合したものととし、かつ、業務機器については、ベース車製造メーカー及びぎ装メーカー(以下「メーカー」という。)が車両に取付け、又は積載が可能であることとあわせ、安全性、品質の保障ができることを事前に確認したものとする。

### 1 車両本体

車両本体部分は、次に掲げる性能を有すること。

- (1) 車両認定  
「平成17年基準排出ガス50%低減レベル」以上の低減レベルを有する車種とすること。
- (2) 車両諸元

ア 駆動方式	4WD(フルタイム4WD)
イ エンジン総排気量	2,400cc以上
ウ エンジン使用燃料	無鉛ガソリン
エ ヘッドランプ	LED、ディスチャージランプ又は同等以上のハロゲン

	ランプ	
オ	最高出力	101kw/5,600rpm以上
カ	変速装置	電子制御式4速オートマチックトランスミッション以上
キ	ステアリング	パワーステアリング
ク	オルタネーター	150A以上
ケ	ブレーキ装置	ABS(アンチロック・ブレーキ・システム)付
コ	乗車定員	7名以上
サ	車両寸法	全長 5,300mm以上
		全幅 1,800mm以上2,000mm以下
		全高 2,450mm以上2,630mm以下
		車両総重量 3,500kg未満
		ホイールベース 2,900mm以上

- (3) 寒冷地で走行することを配慮し、バッテリー容量、ラジエータ不凍液の濃度を高め、凍結による事故防止措置等を施すとともに、タイヤの装着は全天候へ対応可能とすることで、円滑に寒冷地での活動ができるものであること。
- (4) 車両前後に牽引フックが設置されていること。
- (5) 危害防止等の措置を講じた旗立ての設置及び旗棒が積載されていること。
- (6) ドアロックの遠隔操作装置(標準キー付リモコン装置)が設置されていること。また、作動については、次に掲げる条件によること。
- ア 車両周辺から操作して作動すること。
- イ エンジンキーを抜いて操作したときに作動すること。
- ウ シフトレバーがPレンジのときのみ作動する構造であること。
- (7) フロントアンダーミラーが設置されていること。
- (8) 補助サイレン(モーターサイレン)が設けられていること。
- (9) 傷病者室の窓には、外部から見えないような措置が講じられていること。
- (10) 自動車用消火器が設置されていること。
- (11) 車輪止め、反射式事故防止板が積載されていること。
- (12) 配線は天井等に敷設し、車内外に露出させないこと。ただし、納車後の仕様の追加、変更の場合を含まない。
- (13) 浜松市消防局情報指令課の指示に従い、デジタル無線に供給する電源配線、アンテナ用同軸ケーブル2式を敷設すること。
- (14) 傷病者室の床は防水加工がされていること。
- (15) キーは、キーレスエントリー対応3個の他、予備用を2個備えること。
- (16) 路肩灯(メインスイッチ増設)が設置されていること。
- (17) エンジンをかけることなく電源が使用できること。
- (18) バックドア開口部の左側に、床面から5cm以内の場所に乗車用グリップを設置する

こと。

- (19) 運転席等座席のシートについては、摩損に耐え得る構造または、材質とすること。
- (20) 外部入力用ケーブルの接続場所はリヤバンパーに設置し、マグネット式とすること。
- (21) 防振架台にストレッチャー落下防止を取り付けること。
- (22) ボディ両側面及び後部に再帰性に優れた反射材を設けること。
- (23) その他詳細について、仕様書に掲げる車両本体に関連するものが付属されていることに加え、車両の配備位置に応じて、適宜、必要とされる装備を施すものとする。

## 2 運転席

### (1) 設置する業務機器

運転席に設置する業務機器の種類及び数量は、高規格救急自動車詳細のとおりとすること。

### (2) 業務機器の配置レイアウト

運転席における業務機器の配置レイアウトは、納車後において救急業務の高度化に伴い、新たな業務機器が追加されることがあることを踏まえ、スペースには十分な余裕を持ったレイアウトとすること。

## 3 灯火類

灯火類の配置レイアウトは、高規格救急自動車詳細のとおりとする。

## 4 傷病者室内及び業務機器収納庫

### (1) 積載又は設置する業務機器等

傷病者室内及び業務機器収納庫に設置する業務機器は、高規格救急自動車詳細のとおりとすること。また、設置方法等については、概ね次によるものとする。

	業務機器名	設置方法等
機器 観察用	患者監視装置	・患者監視装置用ブラケットは、傷病者の頭部周辺に設置すること。
	血圧計（壁掛け式）	・血圧計用ブラケットは、傷病者の身体脇に設置すること。
呼吸・循環管理用機器	酸素ボンベ固定装置	・酸素ボンベは、10L 酸素ボンベ固定装置内に収納できること。 ・10L 酸素ボンベ固定装置内には、10L 酸素ボンベ 2 本を個別に着脱できる構造であること。
	酸素配管	・内板等の内側に敷設し車内に露出しない構造であること。 ・耐圧力は 0.8Mpa 以上であること。 ・接続口を設置すること。
	酸素配管	・設置位置は電装品等の影響を受けない距離を取ること。
	加湿流量計付 酸素吸入装置	・傷病者室内右側面に支給品を取り付けること。但し、医療機器取り扱いの資格が必要な個所は、医療機器納入者が施工すること。
	自動式吸引器	・自動式吸引用ブラケットは、傷病者室内の業務機器収納庫に取付けること。但し、医療機器取り扱いの資格が必要な個所は、医療機器納入者が施工すること。

呼吸・循環管理用機器	除細動器	<ul style="list-style-type: none"> <li>除細動器が積載できるように業務機器収納庫に設置するスペースを設け、隊員が当該機器を出し入れできるようにしておくとともに、確実に固定できるようにしておくこと。</li> </ul>
	自動胸骨圧迫器	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動胸骨圧迫器の収納・固定ができること。</li> </ul>
	点滴フック	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷病者室内除細動器が設置される箇所の上部に2ヶ所取り付けること。</li> </ul>
	手指消毒器	<ul style="list-style-type: none"> <li>手指消毒器の収納庫を設置すること。</li> </ul>
搬送用資器材	メインストレッチャー 架台	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷病者室の右側付近に設置すること。</li> <li>防振機能を有する防振架台とすること。</li> <li>確実にメインストレッチャーが固定できる装置を設置すること。</li> <li>水平・左右方向の移動が可能な構造であること。</li> <li>水平・左右方向移動は手動式であること。</li> <li>振動及び水平方向の加速度を減衰させる構造を有すること。</li> <li>最大許容荷重は使用するメインストレッチャーと同等以上とすること。</li> <li>900N までは正常に防振機能が作動できること。</li> <li>主要寸法は、全長：約 2.0m、全幅：約 0.6m、高さ：(最高) 約 0.9m (最低) 約 0.6m、質量：45kg 以下、最大許容荷重：1,558N 以上とすること。</li> <li>ロールイン型（脚を折り畳みながら車内へ収容する構造）とすること。</li> <li>ベッド部の高さ調整は3段階以上とし、どの高さにおいてもキャスターの方向変換機能が有効に作動できること。</li> <li>バックレストは3段階以上の角度調節ができるものとし、最大角度は70度以上とすること。</li> <li>ベッド部の両側には、可倒式のサイドアーム（落下防止用の棚）を設けること。</li> <li>付属品として、マット1個、枕1個、身体固定ベルト2本、点滴スタンド1本を積載しておくこと。</li> </ul>
	メインストレッチャー	
	スクープストレッチャー 収納庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>分解することなく収納できること。</li> <li>収納、取出しが容易な位置に設置すること。</li> <li>スクープストレッチャーを確実に固定できる構造にすること。</li> </ul>

通 信 用 機 器	無線機関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車載型消防救急デジタル無線機の設置が可能な構造とすること。</li> <li>・無線機とアンテナ及びスピーカー間等に関連する配線の敷設が可能な構造とすること。</li> </ul>
	車両動態位置管理装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両動態位置管理装置取付用ベース付近には、車速センサー、バックセンサー及びアクセサリーの信号線終端部を取出し、フォーマ用アンテナ及びGPSアンテナの終端部については浜松市消防局が指示する場所に設置すること。</li> <li>・AVM本体の収納及びAVM本体の電源端子等を容易に取り付けることができる構造とするとともに、浜松市消防局が指示する場所に設置すること。</li> </ul>

### 第3章 その他の事項

#### 1 文字等の表示に関すること

##### (1) 消防局名

- ア 文字入れの部分は、ボディ両側面及び後面とすること。
- イ 表記名及び具体的な位置等は、別途指定する。

##### (2) 救急隊名称又は車両番号

- ア 文字入れの部分は、ボディ両側面及びバックドア内とすること。  
※バックドア内については、反射式とする。
- イ 表記名及び具体的な位置等は、別途指定する。

##### (3) 対空表示

- ア 文字入れの部分は、ボディルーフ部とすること。
- イ 表記名及び具体的な位置等は、別途指定する。

##### (4) スターオブライフマーク等

- ア 文字入れの部分はボディ両側面とすること。
- イ 表記デザイン及び具体的な位置等は、別途指定する。

##### (5) ボディ両側面及び後部に再帰性に優れた反射材を設けること。

- ア 表記デザイン及び具体的な位置等は、別途指定する。

##### (6) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（9条交付金事業）のエンブレム等

- ア 表記デザイン及び具体的な位置等は、別途指定する。

#### 2 その他の表示等

- (1) スイッチ類には名称及び「入・切」又は「ON・OFF」等の表示をすること。
- (2) 計器類には、名称を表示すること。
- (3) 燃料給油口又はその付近には、使用燃料の種類を表示すること。

### 3 緊急指定届出

緊急指定届出手続きは浜松市が行う。受注者は登録検査を受けようとする日の4週間前までに次に掲げる書類を各3部浜松市に提出すること。

- (1) 車体艤装図
- (2) 改造自動車審査申請書（写し）
- (3) 写真（前後左右・カラー）
- (4) 譲渡証明（写し）
- (5) 契約書（写し）

### 4 納期等

- (1) 納入時期

納入時期については、令和7年3月31日までとする。

- (2) 納入場所 浜松市消防局が指定する。
- (3) 発注台数 1台

### 5 疑義

仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。ただし、仕様書内容に変更を要する事項については、仕様書の内容変更手続きによるものとする。

### 高規格救急自動車詳細

分類	品名	規格	数量	備考
車両	高規格救急自動車		1台	4WD車4速AT以上
<b>1 車両取付品・附属品</b>				
外装	消防章		1式	
	赤帯		1式	形状等については浜松市消防局が指定する
	反射材	再帰性に優れた反射材を両側側面及び後部	1式	形状等については浜松市消防局が指定する
	旗立て	内口径35mm	1式	
	フロント社名なし		1式	
	フロントアンダーミラー		1式	
	サイドバイザー左右&助手席アウトサイドミラー		1式	
	文字書き一式		1式	
	牽引フック		1式	車両前面
リヤステップ滑止め		1式		
リヤバンパー傷つき防止板		1式		
ランプ類	大型フロント赤色警光灯	サイレン音に連動して調光する機能を有するもの	1式	
	大型リアサイド赤色警光灯	サイレン音に連動して調光する機能を有するもの	1式	左右各1個
	小型リアサイド赤色警光灯	LED	1式	左右各1個
	小型フロントフェンダーサイド赤色警光灯	LED	1式	左右各1個
	小型リア赤色警光灯	LED	1式	左右各1個
	デイルイト	LED	1式	車両前面
	LEDランプ（フロントバンパー）	LED	1式	左右各1個
	サイドフラッシャーランプ		1式	
	作業灯	LED	1式	左右各2個
	フォグラмп	LED	1式	
	マップランプ	運転席用	1式	
	マップランプ	隊長席用	1式	
	患者室大型蛍光灯(LED)	17W×4灯	1式	
	患者灯	21W×2灯	1式	
バックドアスポットランプ		1式		
ヘッドランプ	仕様書による	1式		
路肩灯	仕様書による	1式		
予備電球		1式		
サイレン等	標準サイレンアンプレス		1式	
	サイレンランプ	ハーモニックフェードインフェードアウト付き	1式	ステアリングで操作が可能であること
	サイレン音切替スイッチ増設	押しボタン、助手席インスト	1式	
	補助サイレン（モーターサイレン）		1式	
	音声合成装置取付	バック音取付	1式	
	フレキシブルマイクロホン	運転者用	1式	
	電源 インバーター購入取付	300W	1式	
DC12V出力コンセント	シガレットタイプ一段式	1式		
車両内装	エンジンアワーメーター		1式	
	インナーミラー	隊長用	1式	
	デジタルインナーミラー		1式	
	地図&書類入れ	運転席と助手席の間	1式	
	SD又はHDDナビ、バックガイドモニター	モニタに映像にて周囲の状況を表示できるもの	1式	
	ルーフネット取付	フロント&リヤ	1式	
	ルーフサイド収納庫	右フロント	1式	
	ルーフサイド収納庫	左フロント	1式	
	ルーフサイド収納庫	右リヤ	1式	
	ルーフサイド収納庫	右側面収納庫	1式	
	ルーフサイド収納庫	左リヤ	1式	
	右後部収納庫（大）	患者席と運転席を区画できるもの	1式	
	棚板1段	縦型収納庫	1式	
	収納庫	助手席の背面付近	1式	
	3段収納庫	酸素ボンベ収納庫上部	1式	
	C型バネ付きフック取付	右側壁面	5式	
	C型フック取付	運転席の背面	2式	
	C型フック取付	助手席の背面	1式	
	ハイバックシート	患者室前向き	1式	
	室内灯調光器取付		1式	
	患者灯調光器取付		1式	
	バッテリー充電器取付		1式	
	手指消毒器収納庫		1式	
	ME機器ラック		1式	人工呼吸取付用
	ガラス曇りフィルム	バック2/2.3、左側面2/3、右側面全面	1式	
	サイドウインドウ手動式カーテン	室内色布地 難燃性	1式	傷病者室
	サイドドア手動式カーテン	室内色布地 難燃性	1式	
	リアドア電動カーテン	室内色布地 難燃性	1式	傷病者室
	右アシストグリップ	右前ルーフサイド	1式	
右アシストグリップ	右後ルーフサイド	1式		
バックドアアシストグリップ	バックドア開口部	1式		
後向きシート、シートベルト		1式	折り畳み用	
横向きサイドシート、シートベルト		1式		
ホワイトボード（A4）	ペン付マグネット式	1式	取り付け位置は浜松市消防局が指定する	
時計	アナログ	1式	傷病者室	
フロアマット		1式		
支給品オキシバック取付	OX-III S	1式		



分類	品名	規格	数量	備考
資器材 救助	レスキュー4点セット取付		1 式	
	救命浮輪	運転席後部取付け又は携帯式	1 式	
	救命ロープ	オレンジ30m	1 式	
	耐刃防護衣	NT-2H-SFD	4 着	
そ の 他	寒冷地仕様	仕様書による	1 式	
	ゴム製車輪止め	2ヶ・ロープ付き	1 式	
	車両盗難防止装置		1 式	
	発光ダイオード信号灯	レフライトRT-401075	3 式	
	非常信号灯	赤・青切替式	1 式	
	強力ライト	スーパーライト ペリカン2410	4 式	
	感染防護衣	浜松市消防局が指定するもの	4 着	S1セット・M1セット・L2セット
	タイヤチェーン	イエティスノーネット(救急車用)	1 式	
	停止表示板		1 式	
	点検ハンマー		1 本	
	スタッドレスタイヤ	ホイール付き4本	1 式	標準装備のノーマルラジアルタイヤと交換可能とすること
	モップ		1 本	
	セーム皮		3 枚	
	キーレスエントリー		3 個	
	板キー		3 個	
	牽引ロープ		1 本	
	提出図書	仕様書による	1 式	
外部電源入力	仕様書による	1 式		
外部入力AC100Vコネクタ-接続コード	10m マグネット式	1 式		
アースボンディング		1 式	ボンネット・運転席、助手席	
バッテリーテスター	DHC-DS バッテリー&システムテスター同等以上	1 式		
機 器 取 付	ベッドサイドモニター取付	日本光電 ベッドサイドモニターBSM-3000同等以上	1 式	機器取付は 救急資器材 受注業者等と 調整すること
	吸引器取付	新鋭工業 ハーミニックII	1 式	
	レール取付	酸素ボンベ収納庫上	1 式	
	酸素ボンベ取付箇所改造	アルミ製ボンベ対応	1 式	
	除細動器取付	TEC (日本光電製)	1 式	
	血圧計取付	タイコ 大型アコバ 血圧計 BE-11-01-01	1 式	
	汎用MEパイプ取付		1 式	
	人工呼吸器取付	パラパックプラス300	1 式	
	輸液ビンホルダー (2本分)		1 式	
	スクープエケセル&バックボート固定	スクープエケセル65、バックボート2010	1 式	
	AVMモニタ台座&無線機送受話器取付金具		1 式	
	ETC購入取付		1 式	
	GPSアンテナ	ナビ及びGPS用	1 式	
	ドライブレコーダー	前後の状況を録画できるもの	1 式	
	ACコンセント100V	縦型収納庫後面	2 口	
	無線機移設(※)		1 式	無線機設置作業の 受注業者と 調整すること
	無線機本体収納庫作製取付(※)		1 式	
	無線機スピーカー取付(※)	運転席・傷病者室用	1 式	
	無線機アンテナ購入取付(※)		1 式	
	無線機アンテナ配線(※)		1 式	
無線機子機用配線&プレート取付(※)		1 式		
無線機子機用配線&プレート取付(※)		1 式		
<b>2 防振台・ストレッチャー</b>				
	標準防振台		1 式	
	標準ストレッチャー・標準サブストレッチャーレス		1 式	
	ストレッチャー落下防止	R610 - FB04	1 式	
	搬入ガイド	R610 - FB02	1 式	
	メインストレッチャー	エクスチェンジストレッチャー4080-S	1 式	
	スクープストレッチャー	スクープエケセル モデル65-EXLピン付	1 式	
	バックボード	ハイテックバックボード モデル2010	2 枚	
		ヘッドイモビライザー モデル445	2 式	
		バックボードストラップ モデル436-IP	6 式	
	抗菌マットレス	モデル50	1 式	
	抗菌枕		1 式	
	メインストレッチャーサイドアームプレート	(左右)	1 式	
	点滴架取付	IVホール モデル513	1 式	